

住民税申告 確定申告の 相談受付

税務課 ☎227・6036

期間

2月17日(月)～3月17日(月) ※土日・祝日除く

【午前の部】9:00～12:00 【午後の部】13:00～16:00

※整理券を配布し、時間帯を分けて入場制限を設けます。配布は各部開始30分前から。整理券がなくなり次第受け付け終了。

※2月17日(月)～28日(金)は「税理士による確定申告無料相談会」も行います。

場所

野々市市役所ホール椿

電子申告が
便利なの～



確定申告書等
作成コーナー▶

限られた職員で対応していますので、長時間待つ場合があります。特に2月中は大変混みます。電子申告の活用など、申告会場の混雑緩和に協力をお願いします。

確定申告が必要な人

市役所の申告相談会場で受け付けできるもの

○年金所得者

- ・公的年金の収入が400万円を超える人
- ・公的年金の収入が400万円以下で他の所得が20万円を超える人

○給与所得者

- ・2カ所以上の給与収入がある人
- ・令和6年中に退職した人
- ・年末調整をしていない人

○報酬所得者（雑所得による申告）

○配当所得者（株式譲渡を含まないもの）

○給与・年金所得者などで所得税還付を受ける人

松任税務署での受け付けが必要なもの

住所：白山市博労2丁目22番地 電話：276-2345

- 事業所得者（営業など）
- 青色申告者
- 退職所得者
- 株式・土地・建物譲渡所得者
- 準確定申告者（亡くなった人の収入に対する申告）
- 住宅ローン控除を申告する人
- 前年までの損失（雑損失を含む）繰越控除の申告
- 雑損控除（災害関連支出）を申告する人
- 令和7年1月2日以降に野々市市に転入した人
- その他、内容が複雑なもの（暗号資産・FXなど）
- 農業・不動産所得者
- 消費税課税事業者
- 分離課税申告者

!! 上記は市役所会場では受け付けできません !!

松任税務署
の申告会場

2月17日(月)～3月17日(月)
9:00～16:00※土日・祝日除く

入場方法

入場整理券が必要です。国税庁公式LINEから事前に発行してください。
※当日分の入場整理券は申告会場で配布しますが、数に限りがあります。

LINEはこちら▶



その他

駐車場には限りがあります。公共交通機関や白山市営駐車場（有料）などを利用してください。

☎ 松任税務署 ☎276-2345

申告に必要なもの

○本人確認書類（1点）

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・障害者手帳・保険証など

○個人番号（マイナンバー）が記載されているもの（以下から1点）

マイナンバーカード・通知カード・個人番号入りの住民票

※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、その人の個人番号が記載されているものが必須。

○令和6年中の収入の分かるもの

例）給与・公的年金の源泉徴収票（原本）
配当収入の証明書
報酬・私的年金の支払証明書

○e-Taxの利用者識別番号が分かるもの（取得している人のみ）

○還付金の振込先口座（申告者名義口座）が分かるもの

○所得控除を受ける場合はその証明書など（令和6年中に支払った領収書や証明書など）

控除の種類	必要書類
医療費控除	医療費控除の明細書（受診者ごと、病院・薬局ごとの合計額を事前に計算し明細書に記載） ※領収書は提出不要ですが、自宅で5年間保管する必要があります。 ※高額療養費支給の申請は事前に済ませてください。
社会保険料控除※1	国民健康保険税・介護保険料の領収書・支払証明書、その他の健康保険の領収書、 国民年金保険料控除証明書・領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行した控除証明書
障害者控除	障害者手帳・障害者控除認定書
寄附金控除	寄附先からの寄附金受領証明書など ※ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人でも、申告をする際は寄附金受領証明書などが必要です。

※1 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の1年間の納付額が不明な場合は、本人が同世帯の家族が下記の課に問い合わせてください。納付金額をお知らせします。

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・高額療養費】 保険年金課 ☎227-6071

【介護保険料】 介護長寿課 ☎227-6066

その他の税務相談

チャットボットなどを利用してください

税務相談チャットボット（税務職員ふたば）

文字入力かメニュー選択で質問すると、自動回答します。



タックスアンサー

国税のよくある質問に対する一般的な回答を、キーワード検索や税金の分野別などで調べることができます。



個人事業者向け確定申告個別相談会

日時 2月17日(月)、20日(木)、25日(火)
[午前]9:00～12:00 [午後]13:00～16:00
場所 市商工会
相談員 北川久義氏・橋爪修作氏（税理士）
☎ 都合の良い日時（時間は1時間単位）を選び電話（先着） 市商工会 ☎246-1242

税理士記念日無料税務相談会

日時 2月22日(土)10:00～16:00
場所 アピタ松任店（白山市）
☎ 北陸税理士会松任支部 ☎205-2590

確定申告書（書面）の提出先

自身で確定申告書を作成し書面での提出を希望する人の提出先は次のとおりです。

郵送 〒920-8526 金沢国税局業務センター
※直接持ち込みはできません。

持参 松任税務署
※収受日付印は押印しません。

申告と納付の期限・引き落とし日

申告と納付の期限

所得税・復興特別所得税・贈与税 3月17日(月)
消費税・地方消費税 3月31日(月)

引き落とし日（口座振替で納税している場合）

所得税・復興特別所得税 4月23日(火)
消費税・地方消費税 4月30日(火)

住民税申告が必要な人

（松任税務署では受け付けできません）

○令和7年1月1日に野々市市に住民登録がある人で以下に該当する人

- ・収入がない
- ・遺族年金・障害年金などの収入のみ
- ・所得はあるが所得税の確定申告が不要

※野々市市に住民登録がない人は、令和7年1月1日に住んでいた市区町村に問い合わせてください。



保育料の算定や公営住宅の入居資格確認、国民健康保険税の軽減を受けるためには申告が必要です。また、申告がないと所得（課税）証明書を発行できない場合があります。

【住民税申告書の設置場所】

・市役所（2階税務課前） ・各地区公民館
・学びの杜ののいち カレード ・交遊舎

※2月17日(月)～3月17日(月)は市役所の申告相談会場（ホール椿）前にもあります。

市ホームページからも
ダウンロードできます▶



住民税申告書の個人への郵送は行っていません。

給与所得のみで勤務先で年末調整をした人、公的年金などの収入のみでその他の所得や控除の追加がない人、令和7年1月1日に野々市市に住んでいる人の扶養になっている人、所得税の確定申告をした人は申告の必要はありません。

